

令和 6 年度

新規採用養護教諭研修（高・特）に係る書類

香川県教育委員会

目 次

I	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校新規採用養護教諭研修実施要項	1
II	令和6年度 新規採用養護教諭研修（高・特）実施に当たって	4
III	令和6年度 新規採用養護教諭研修（高・特）の内容	6
IV	令和6年度 新規採用養護教諭研修（高・特）校長等連絡協議会実施計画	8
V	資料等	
	【資料1】 年間研修項目例一覧表（小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校）	9
	【資料2】 指導方法及び内容（例）	11
	【資料3】 養護教諭の指標	12
	<様式1> 実施計画書（一般）	13
	<様式2> 実施計画書（専門）	14
	<様式3> 実施報告書	15
	<様式4－1> 研修日誌	16
	<様式4－2> 新規採用養護教諭研修（高・特）を振り返って	18
	<様式5> 非常勤講師勤務記録簿	19
	記入例 <様式1、2> 実施計画書（一般・専門）	20
VI	校内研修全体の流れ	21
VII	新規採用養護教諭研修（高・特）に係る提出書類一覧	21

I 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校新規採用養護教諭研修実施要項

香川県教育委員会

1 趣旨

この要項は、新規採用養護教諭研修（以下「新採研修」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 目的

この要項に定める研修は、香川県教員研修計画に基づき、養護教諭の経験に応じて実施する現職研修の一環として、新規採用養護教諭研修を受ける者（以下「新採者」という。）について、1年間の研修を実施し、その職務の遂行に必要な実践的指導力及び使命感を養うとともに、幅広い知見を得させることを目的とする。

3 実施主体等

- (1) 新採研修は、香川県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が実施する。
- (2) 市町教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第2条の組合に置かれる教育委員会を含む。ただし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第59条により中核市は除くものとする。以下同じ。）は、その所管に属する学校の新採者について、県教育委員会が実施する新採研修に協力するものとする。

4 対象者

新採研修の対象者は、香川県立の中学校、高等学校、特別支援学校並びに市町教育委員会の所管する小学校、中学校及び高等学校（以下「学校」という。）の養護教諭に採用された者とする。

5 内容

- (1) 新採者は、職務の遂行に必要な実践的な研修を受けるものとする。
- (2) 新採者は、校内において指導教員を中心とする指導及び助言による研修（年間15日程度）を受けるとともに、校外において香川県教育センター等における研修（年間15日程度）を受けるものとする。
- (3) 新採者は、宿泊研修を受けるものとする。

6 年間計画

- (1) 県教育委員会は、新採研修の実施に関する年間を通した全体的な計画（以下「年間計画」という。）を作成するものとする。
- (2) 年間計画においては、研修の内容の具体的な項目並びにその実施の方法及び時期その他必要な事項を定めるものとする。
- (3) 市町教育委員会は、県教育委員会が作成する年間計画に基づき、地域の実情に配慮して、当該市町教育委員会における年間計画を作成するものとする。

7 実施計画

- (1) 校長は、県教育委員会及び市町教育委員会が作成する年間計画に基づき、校内における新採研修の実施に関する具体的な計画（以下「実施計画」という。）を作成するものとする。
- (2) 実施計画においては、校外における研修との関連に配慮して、校内における指導教員を中心とする指導及び助言による研修等の具体的な項目並びにその実施方法及び時期その他必要な事項を定めるものとする。
- (3) 実施計画は、指導教員を中心とする指導及び助言による研修が円滑に実施できるよう研修の具体的な項目に

については時期その他に十分に配慮して作成するものとする。

- (4) 校長は、実施計画を作成するに当たっては、校内の教職員組織及び地域の状況等学校の実情に配慮し、指導教員の参画を得て、これを作成するものとする。

8 指導教員の任命等

- (1) 県教育委員会は、初任者研修の対象者がいる学校については、初任者の所属する学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師の中から指導教員を命じるものとする。
- (2) 県教育委員会は、新採研修の対象者が存在するにもかかわらず初任者研修の対象者がいない学校については、養護教諭複数配置校については新採者以外の養護教諭を、それ以外の学校については新採者の所属する学校に派遣された非常勤講師を、指導教員に命じるものとする。

9 校内研修体制

- (1) 指導教員は、校長の指導の下に、実施計画に従い、新採者に対して指導及び助言を行うものとする。
- (2) 校長、副校長及び教頭は、実施計画に従い、研修項目に応じて、新採者に対して指導及び助言を行うものとする。
- (3) 指導教員以外の教員は、校長の指導の下に、実施計画に従い、指導教員と連携しつつ、指導教員の職務を補充して、新採者に対する指導及び助言を行うものとする。
- (4) 指導教員は、校長、副校長及び教頭並びに指導教員以外の教員による新採者に対する指導及び助言の状況を把握し、年間を通して系統的かつ組織的な研修が行われるようにするものとする。
- (5) 校長は、指導教員を援助する学校全体としての協同的な体制を確立するとともに、これを校務分掌に位置付けるものとする。

10 養護教諭指導員の任命等

- (1) 新採者の所属する学校のうち、指導教員が養護教諭の免許を持っていない場合は、養護教諭指導員を置くことができるものとする。
- (2) 養護教諭指導員は、新採者の所属する学校の養護教諭又は新採者の所属する学校に派遣された非常勤講師の中から、当該学校を所管する教育委員会が命じるものとする。
- (3) 養護教諭指導員は、当該関係学校の校長の指導の下に、実施計画に従い、新採者に対して職務に係る指導及び助言を行うものとする。
- (4) 養護教諭指導員が新採者に対して職務に関する指導を行うに当たっては、当該新採者の指導教員との密接な連携を図るものとする。

11 非常勤講師の派遣等

- (1) 県教育委員会は、県立学校に関し、指導教員又は養護教諭指導員を命じることに伴い必要となる非常勤講師の人数に応じて非常勤講師を任命し、当該非常勤講師に当該指導教員又は当該養護教諭指導員に係る県立学校の勤務を命じるものとする。
- (2) 県教育委員会は、市町教育委員会が所管する小学校及び中学校に関し、市町教育委員会が指導教員又は養護教諭指導員を命じることに伴い、必要となる非常勤講師の人数に応じて非常勤職員を任命し、市町教育委員会の求めに応じて、当該市町教育委員会に派遣するものとする。この場合において、非常勤職員の派遣を受けた市町教育委員会は、当該非常勤職員を非常勤講師に任命し、当該非常勤講師に当該指導教員又は当該養護教諭指導員に係る小学校又は中学校の勤務を命じるものとする。
- (3) 非常勤講師は、原則として養護教諭の免許を持ち学校を退職した者で、指導者としての資質を有する者とする。

12 実施計画書及び実施報告書等

- (1) 校長は、年間の実施計画書及び実施報告書を作成し、学校を所管する教育委員会に提出するものとする。
- (2) 市町教育委員会は、当該市町における年間計画書及び報告書を県教育委員会に提出するものとする。この場合、市町教育委員会は校長から提出された年間の実施計画書及び実施報告書を添付するものとする。

13 校長等連絡協議会

県教育委員会は、新採研修を円滑かつ、効果的に実施するため、研修実施学校の校長、指導教員及び養護教諭指導員の連絡協議会を開催するものとする。

14 その他

この要項に定めるもののほか、新採研修の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 この要項は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要項は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要項は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要項は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

Ⅱ 令和6年度 新規採用養護教諭研修（高・特）実施に当たって

令和6年度新規採用養護教諭研修（高・特）を、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校新規採用養護教諭研修実施要項」及びこの冊子の「令和6年度 新規採用養護教諭研修（高・特）実施に当たって」並びに「令和6年度 新規採用養護教諭研修（高・特）の内容」の定めるところにより実施する。

1 期間

令和6年度の1年間

2 各学校における研修について

（1）指導に当たる教員

ア 新採者が所属する学校（以下「学校」という。）において、指導に当たる教員（指導教員及び養護教諭指導員をいう。以下同じ。）は、校長の指導のもと学校全体としての協同的な指導体制の中で、互いに密接な連携を図りながら、他の教員と協力して新採者の指導に当たる。

イ 指導教員及び養護教諭指導員による新採者の指導については、学校における初任者研修の実施及び学校の養護教諭の配置に応じて次のように考慮する。

一般指導	・ 初任者研修担当指導教員の指導で初任者と合同で行う。 ・ 初任者研修担当指導教員がいない場合は、校長、教頭、分掌の主任等が指導に当たる。
専門指導	・ 複数配置校 配置されている指導的立場の養護教諭が行う。 ・ 一人配置校 派遣された非常勤講師等が指導に当たる。

ウ 指導教員及び養護教諭指導員は、学校の教頭、主幹教諭、教諭又は講師及び養護教諭の中から、校長の意見を聴いて、県教育委員会が命じる。県教育委員会は、学校に対し、養護教諭指導員に関しては必要に応じて非常勤講師についての措置を講じる。その場合、校長は「非常勤講師勤務記録簿」＜様式5＞を作成し、5年間、学校で保存する。

エ 指導教員と新採者が同免許でない場合は、非常勤講師等の養護教諭指導員が指導教員と連携を保ちながら新採者の指導に当たる。

オ 専門指導における指導教員又は養護教諭指導員の役割

- ・ 養護教諭の専門的知識と技術の指導をより充実させることにより、新採者の指導力向上を図る。
- ・ 豊かな経験と幅広い識見を生かして、新採者の資質能力の向上と、教育観や使命感の一層の確立を図る。
- ・ 養護教諭としての専門的指導とともに、全校的・経営的視点からの指導・助言を行う。
- ・ 保健室経営の中で、生徒指導面や健康相談面に配慮した指導力を養う。
- ・ 年間を通して、新採者の資質向上が適切に図ることができる研修となるように研修内容・方法を工夫する。

- ・ 日常の業務活動における突発的な問題への対応について適切な指導・助言を行う。
- ・ 研修日誌等を活用して、新採者の悩みや特性の把握に努め、養護教諭としての成長を図れるよう側面的な援助を行う。

(2) 指導の内容及び方法

ア 指導する内容は、一般指導並びに専門指導の二つに大別できるが、新採者に対する種々の相談活動も含む。一般指導及び専門指導の具体的な項目については、【資料1】「年間研修項目例一覧表（小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校）」を参考にする。

イ 指導の方法は、【資料2】「指導方法及び内容（例）」のいずれか又はいくつかの組み合わせにより行う。

ウ 指導に当たる教員は、指導する内容によっては、新採者の研修に常時立ち会っていなくてもよい。

エ 指導に当たる教員の指導業務には、指導のための準備や事後処理（研修日誌の整理や提出書類の作成等）なども含まれる。

(3) 実施計画書及び実施報告書

ア 校長は、県教育委員会の年間計画に従い、【資料1】、【資料2】、【資料3】及び記入例＜様式1、2＞を参考として、校内研修体制に配慮しつつ、学校における実施計画書を作成し、香川県教育センター（以下「県教育センター」という。）に提出する。

イ 校長は、適時、実施計画について、必要な改善を行う。

ウ 校長は、学校における実施報告書を作成し、県教育センターに提出する。

3 県教育センター等における研修の内容及び方法

- (1) 県教育センター等における研修は、主として、養護教諭としての心構え、保健教育、保健室経営、児童生徒理解、生徒指導、公務員としての服務等に関する講話・演習等による研修を行う。更に、青少年教育施設、救急法の体験等を適宜行うほか、一般的教養に関する内容についても配慮する。
- (2) 研修内容や日時、場所等の具体的な事柄については、「4 校外研修（県教育センター等における研修）の日程」（P 7、8）による。

4 その他

その他、新採研修を円滑に行うために必要な具体的事項については、県教育委員会が別に定める。

Ⅲ 令和6年度 新規採用養護教諭研修（高・特）の内容

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校新規採用養護教諭研修実施要項（香川県教育委員会）に基づき、次のように新規採用養護教諭研修（高・特）の内容を定める。

1 校内における研修

【日数】

- （1）指導に当たる教員を中心とする指導及び助言による研修日数は、一般指導と専門指導を合わせて、年間15日程度とする。

【研修時間】

- （2）新採者に対する専門指導に係る研修時間は、15回（60時間）を原則とする。

【内容】

- （3）校内における研修は基礎的素養、保健室経営、保健管理、保健教育等、養護教諭の職務の遂行に必要な事項について実施するものとする。
- （4）研修内容については、新採者の必要性に応じて精選・重点化を図るとともに、状況に応じて適時性と系統性をもたせるようにするものとする。

2 校外における研修

【県教育センター等研修】

- （1）県教育センターは、年間計画を作成し、県教育センター等において年間15日程度実施するものとする。

【宿泊研修】

- （2）県教育センターは、校外における研修の一環として、宿泊研修計画を作成し、1泊2日程度実施するものとする。

3 その他

【研修時間と週時程の関係】

- （1）校長は、指導に当たる教員を中心とする指導及び助言による研修が円滑に実施できるよう、研修時間については、できる限り、あらかじめ週時程に組み入れるものとする。

【保護者への配慮】

- （2）研修の計画及び実施に当たっては、保護者や地域社会の理解や協力が得られるように配慮するものとする。また、児童生徒にも説明するなど、理解を促すよう配慮する。

4 校外研修（県教育センター等における研修）の日程

回	期 日	指標※1	研 修 内 容	場 所	備考※2
1	4/11(木)	養 Aa1 養 Ab1	開講式 講話「課長講話」[高][特] ※3 講話・演習「社会人としてのマナー」	県 教 育 セ ン タ ー	初任者、新採栄養 新採実助・寄指
		養 Aa1 養 Ba1	オリエンテーション 講話「教育長講話」 講話・演習「人権・同和教育の在り方(いじめ問題を 含む)」		
		養 Aa1	講話・演習「教育法規Ⅰ(教員の身分と服務につ いて)」		
2	5/2(木) 午前	養 Ba1	講話・演習「教育相談」	県 教 育 セ ン タ ー	初任者、新採栄養 新採実助・寄指
③ ※4	5/7(火)	養 Aa1 養 Ab1	講話「新採養護教諭・栄養教諭に期待すること」 講話・演習「よりよいコミュニケーションの在り方 (保護者との関わり)」	県 教 育 セ ン タ ー	新採養護、新採栄養 (小・中を含む)
		養 Bb1	講話・演習「養護教諭の職務(保健管理)」		
		養 Bb1	公開講演「災害共済給付事務」		
④	5月～6月 半日※5	養 Bb1 養 Ca1	学校における実地研修(保健室経営)	実施依頼校	
5	6/27(木) 午後	養 Cc1 養 Ac1	講話・演習「学校保健・学校安全教育の進め方」 五色台宿泊研修事前研修	県 教 育 セ ン タ ー	初任者、新採栄養
⑥	7/22(月)	養 Bb1 養 Bb1	講話・演習「感染症の予防と対応」 講話・演習「保健教育における養護教諭の役割」	県 教 育 セ ン タ ー	新採養護(小・中)
		養 Cc1	講話・演習「学校における事件・事故・災害発生 時に養護教諭に求められる救急法」		
⑦	7/23(火)	養 Bc1	講話・演習「児童生徒の抱える健康課題につ いて」	県 教 育 セ ン タ ー	新採養護、 中堅養護Ⅰ・Ⅱ (小・中を含む)
		養 Bc1	講話・演習「児童生徒・保護者のメンタルヘル スに関する対応」		
		養 Bc1	講話・演習「養護教諭の行う健康相談」		
8 ・ 9	8/1(木) ・ 8/2(金)	養 Ab1 養 Ab1 養 Bc1 養 Bc1 養 Ab1 養 Ac1	<u>五色台宿泊研修(1泊2日)</u> <1日目> 野外炊事 人間関係とコミュニケーション(キャンプファイ ヤーについて) 班別協議 キャンプファイヤーの集い <2日目> ウォークラリー 振り返り	五 色 台 少 年 自 然 セ ン タ ー	初任者、新採栄養 初任研(幼・こ)
10	8/21(水) 午前	養 Cc1 イ 養 Aa1	<u>オンライン研修(同時双方向型)</u> 講話・演習「情報モラル・著作権・個人情報保護」 講話・演習「教育法規Ⅲ(体罰、セクシュアル・ハ ラスメントの防止等)」	各所属校等 ※6	初任者、新採栄養 新採実助・寄指
11	10/17(木) 10/31(木) のうち1日※5 午前	養 Bb1 イ	講話・演習「ICT の活用」	県 教 育 セ ン タ ー	初任者、新採栄養

回	期 日	指標	研 修 内 容	場 所	備考
12	11/28(木)	養 Bc1 ア	講話・演習「生徒指導について(いじめ問題・発達障害を含む)」	県 教 育 センター	初任者、新採栄養 新採実助・寄指
		養 Ba1 ア 養 Cc1	講話・演習「発達障害と特別支援教育」 講話・演習「メンタルヘルス」 オリエンテーション		
13	12/27(金)	養 Cb1 養 Ba1	講話・演習「学校・家庭・地域社会との連携(学校保健委員会の運営を含む)」 講話・演習「児童生徒のメンタルヘルスへの対応」	県 教 育 センター	新採養護、栄養 (小・中を含む)
		養 Bb1 養 Ac1	研究協議「保健教育の実践」 研究協議「研修のまとめ」 閉講式		
オンライン 研修 (オンデマ ンド型) ※7	4 月	養 Aa1	「研修の心構え」	各所属校等 ※6	
	8 月～ 1 月	養 Bc1 養 Aa1	「男女共同参画社会について」 「教育法規Ⅱ(交通法規、綱紀の保持等)」		

・研修日程等に変更がある場合には別途通知する。

※1 指標については、【資料3】(P12)を参照する。

※2 備考欄は合同開催を示す。

※3 内容欄の[高][特]は高等学校、特別支援学校別の実施を示している。

※4 数字を□で囲んでいる研修は、養護教諭の専門性に関わる内容のものである。

※5 日程は、後日通知する。

※6 オンライン研修の受講場所は、各所属校または各所属長が許可した場所とする。

※7 県教育センターオンライン研修サイトより受講する。詳細は、後日通知する。

Ⅳ 令和6年度 新規採用養護教諭研修（高・特）校長等連絡協議会実施計画

1 目的

新規採用教員の資質向上をめざして、充実した研修が進められるようにするため、理解を深め、新規採用養護教諭研修の円滑かつ効果的な推進に資する。

2 視聴期間

令和6年3月25日（月）～4月5日（金）

3 実施方法

県教育センター オンライン研修サイトより視聴する。詳細は別途通知する。

4 対象者

新規採用養護教諭研修対象者が所属する公立学校の校長、指導教員及び養護教諭指導員

V 資料等

【資料 1】

年間研修項目例一覧表（小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校）

○印は校内研修項目、・印は校外研修項目、☆印は特別支援教育に関する研修項目

区分	研修項目
基礎的素養	<公教育の役割と諸課題の解決に向けた取組> <学習指導要領と教育課題の編成・実施並びに評価> <学校教育目標の具現化に向けた取組> <教員の勤務と公務員としての在り方> <学校の組織運営> <教員研修と教員としての生き方・在り方> <教育課題の解決に向けた取組> ・学校保健、学校安全に関する指導 ・学校保健計画の作成方法 <特別支援教育の制度と具体的な取組> <教育機関や企業等における体験を通じた研修> <研修の総括>
保健管理	<健康観察、健康に関する調査> ・健康観察の目的と留意点 ・効果的な進め方 ・健康観察結果の集計と分析及び活用 <疾病予防と管理> ・疾病管理の進め方 ・健康上の配慮を必要とする児童生徒の管理 ・感染症、食中毒の予防と対応 ☆医療的ケアの現状 ○校内、保護者及び関係機関等との連携 <健康診断> ・健康診断の意義と位置付け ・健康診断に伴う保健調査 ・健康診断の事前指導と事後措置 ○健康診断の実施計画の立案、実施及び評価 ○学校医、学校歯科医等との連携 <救急処置と救急体制> ・救急処置における医学的知識と技能 ・救急体制の確立 ・校内研修の充実 ○災害発生時の対応 ○救急処置の充実 <学校環境衛生> ・学校環境衛生活動の進め方 ○日常的な点検への参画と実施 ○学校薬剤師との連携
保健教育	<保健教育の内容> ・教科、関連教科における指導 ・特別活動における指導 ・総合的な学習（探究）の時間における指導

保健教育	・保健室における個別指導や日常の学校生活での指導 ・保健教育における養護教諭の役割 ○学級担任及び保健体育科教諭との連携 ○学習指導要領について ○学習資料の作成と工夫 <啓発活動> ・効果的な啓発教材の作成等 ○保健日より、掲示物等の作成 ○放送や集会等による啓発
健康相談	<心身の健康課題への対応> ・心身の発育・発達段階における健康課題の理解 ○学校医、学校歯科医、学校薬剤師等の専門家との連携 <健康相談の基本的なプロセス> ・基本的なプロセス ・各プロセスにおける対応と留意点 ・記録の目的と方法 ・事例検討会の在り方 ○支援計画の作成、実施、評価 ○校内の相談組織との連携 ☆発達障害等の児童生徒の障害及び行動等の特性の理解 <メンタルヘルスへの対応> ・学校におけるカウンセリングの活用 ○校内、保護者及び関係機関等との連携
保健室経営	<学校経営と保健室経営> ・学校経営と保健室経営 ・保健室経営計画の必要性 ・養護教諭の職務と保健室経営 ○学級との連携 <保健室経営計画の作成> ・保健室経営計画作成に当たっての基本的な考え方 ・保健室経営計画の作成方法 ○保健室経営計画の実施と評価 ○児童生徒、教職員、保護者、関係機関等との連携
保健組織活動	<保健組織活動> ・保健組織活動の意義 ・学校内外の連携体制づくり ・教職員の保健組織活動 ○PTAの保健組織活動 ○家庭や地域の関係機関等との連携 <学校保健委員会> ・学校保健委員会の意義 ・学校保健委員会の企画と運営 ○学校保健委員会における養護教諭の役割 <児童生徒委員会活動> ○児童生徒保健委員会活動の指導と工夫

参考：財団法人日本学校保健会『養護教諭研修プログラム作成委員会報告書』（H21.4.30）

【資料2】

指導方法及び内容（例）

	指導方法	指 導 内 容
1	授業参観指導	新採者が校内の中堅教員等の授業を参観し、授業研究を通して指導教員等が指導するもの
2	観察指導	新採者の日常の業務について、指導教員等が随時に指導するもの
3	作業指導	指導教員等が必要な時期に作業を通して指導するもの
4	作業点検指導	指導教員等が事前指導を行い、新採者が行った実践や事務処理等を点検して、指導するもの
5	相談指導	指導教員等が新採者の業務における悩みや問題点について、指導・助言するもの
6	講 話	指導教員等が、業務の進め方等について、口頭で指導するもの
7	演習指導	保健管理、保健教育等についての演習を通して指導教員等が指導するもの
8	研究協議	新採者と指導教員等が共に課題について研究協議するもの
9	課題研究	新採者が自ら課題を設定し、指導教員等の指導を受けながら自主的に課題の究明を図るもの
10	そ の 他	指導に当たる教員等が研修日誌を点検して指導するもの

その他、必要に応じて、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教務主任、学年主任等による指導も意図的に設定し、研修の実施・態様について理解・協力を得たり、また新採者との人間関係づくりの意図的な場としたりすることも有効である。

【資料3】

「養護教諭の指標（香川県教員等人材育成方針より）」

キャリアステージ 観点		基礎期 1	発展期 2	深化期 3
目安となる経験年数		1 年目～6 年目	7 年目～20 年目	21 年目～
素養・資質 A	使命感・責任感 a	教員の使命と責任を理解し、法規の遵守や綱紀の保持などに対する意識を高め、教員として必要な倫理観を培う。	ミドルリーダーとしての使命感、責任感と高い倫理観に基づき、法規の遵守や綱紀の保持などを率先して実践する。	他教員の範となるような確たる倫理観に基づき、法規の遵守や綱紀の保持などについて、使命感、責任感を持って助言する。
	コミュニケーション b	教育者としての自覚に基づき、子どもや保護者などと適切なコミュニケーションがとれるような、組織の一員としての社会性を身に付ける。	教育者として自覚を持った発言や行動ができ、円滑なコミュニケーション力や豊かな人間性を身に付ける。	教育者として信頼される発言や行動ができ、自ら範を示すとともに、コミュニケーション能力を生かして、周囲の関係を調整する。
	自己研鑽 c	他教員から学ぶ姿勢を持ち、自分を見つめ、適切な目標設定のもと、探究心を持って、研究と修養に励む。	自己の教育実践を振り返り、課題解決のために教育情報を広く収集し、適切な目標設定のもと、専門性を高めるための研究と修養に励む。	自己の教育実践を振り返りながら、より効果的な教育活動の実践に取り組むとともに、学校全体を視野に入れた目標設定のもと、専門性を高めるための研究と修養に励む。
知識・技能 B	子ども理解 a	子どもとのかかわりを通して、子どもの発達段階や成長の背景、配慮を必要とする子どもへのかかわり方を理解する。	子どもの発達の段階や成長の背景を理解し、子どもとの関係を深めるとともに、配慮を必要とする子どもへの対応など、個に応じた適切な理解ができる。	子どもに対する豊かな理解と豊富な指導経験を生かし、子どもの個性が発揮できるよう専門的立場からの配慮ができる。
	保健教育 b	学校保健に関する基本的な知識や技能を身に付けるとともに、学級担任等との連携を生かした効果的な保健教育が実践できる。	学校保健に関する専門的知識や技能をより一層高めるとともに、健康課題解決のための保健教育を実践、評価、改善し、効果的に推進できる。	学校保健に関する自らの実践を広く情報発信するとともに、専門的知識や技能を学校全体の教育活動に生かし、指導的役割を果たすことができる。
	生徒指導 c	子どもに自己存在感や自己決定の場を与え、成長を支援するとともに、共感的な人間関係を育成し、計画的に集団づくりへの取組ができる。	子どもが抱える現代的な健康課題の解決に向け、関係者との連携において、コーディネーターとしての役割を果たすことができる。	子どもが抱える現代的な健康課題の解決に向けて、さまざまな関係機関等と連携する上で、コーディネーターとしての役割を果たし、チームで対応することができる。
連携・協働 C	学校づくり a	学校の教育目標を理解し、目標達成に向けた自己の役割を自覚し、特色ある学校づくりにおける「チーム学校」の一員として行動する。	学校の教育目標の達成に向けて、「チーム学校」の推進役として積極的にかかわり、特色ある学校づくりに取り組む。	
	参画・運営 b	保護者や地域との連携の必要性を理解し、管理職や同僚に報告、連絡、相談をしながら、教員集団の中で自ら進んでかかわりを持つ。	保護者や地域との連携に積極的にかかわるとともに、他の関係機関等との連携を強化し、協働において中心的な役割を果たす。	保護者、地域、関係機関等に対して学校の取組を広報し、校内外における連携を強化し、協働体制づくりに関してリーダーシップを発揮する。
	危機管理 c	学校保健や学校安全に関する多様なリスクやトラブルを理解し、それに対応する力を身に付け、安全で安心な学校づくりに取り組む。	学校保健や学校安全に関する多様なリスクやトラブルに対する未然防止策や対応策を提案し、安全で安心な学校づくりを推進する。	学校保健や学校安全に関する多様なリスクやトラブルに対して学校全体で取り組めるよう、他教員に助言し、安全で安心な学校づくりに関してリーダーシップを発揮する。
特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応 ア		特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性等を理解し、対応するために必要となる知識や支援方法を身に付け、学習上・生活上の支援の工夫を行うことができる。	特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性等を理解し、学習上・生活上の支援の工夫を適切に行うとともに、関係教職員、保護者や学校医等と連携しながら組織的に対応することができる。	特別な配慮や支援を必要とする子どもに対して、適切に対応するとともに、他教員への指導や助言、関係機関や専門機関等との連携を積極的に推進することができる。
ICT や情報・教育データの利活用 イ		学校における ICT 活用の意義を理解し、保健教育や保健管理等に ICT を積極的に活用するとともに、子どもの情報活用能力を育成するための実践を行うことができる。	ICT を効果的に活用した保健教育等を行い、保健管理・保健室経営等の効率化及び子どもの学習や生活の改善を図るため、情報・教育データを適切に活用することができる。	自らの ICT 活用指導力を高めるとともに、他教員に効果的な活用方法を指導助言することができる。情報・教育データを活用して組織的な課題を明確にし、解決に向けて働きかけることができる。

<様式1>

令和6年度 新規採用養護教諭研修（高・特）実施計画書（一般）

学 校 名 :

新規採用養護教諭氏名 :

指導教員氏名 :

養護教諭指導員氏名 :

月	日	曜日	指導内容	指導者
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
1				
2				
3				

注

- 1 月ごとに線で区切る。
- 2 指導内容については、【資料1】を参考にする。
- 3 指導者欄には、その指導者の担当名（指導に当たる教員、教頭、教務主任、生徒指導主事等）を記入する。
- 4 指導に当たる教員等を教頭等が兼ねる場合は、どの立場で指導するかを明記する。
- 5 行の高さ、列幅、文字の大きさ等を工夫し、A4両面1枚に収まるように作成する。

<様式2>

令和6年度 新規採用養護教諭研修（高・特）実施計画書（専門）

学 校 名 :

新規採用養護教諭氏名 :

指導教員氏名 :

養護教諭指導員氏名 :

月	日	曜日	指導内容	指導者
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
1				
2				
3				

注

- 1 月ごとに線で区切る。
- 2 行の高さ、列幅、文字の大きさ等を工夫し、A4両面1枚に収まるように作成する。

＜様式３＞

令和６年度 新規採用養護教諭研修（高・特）実施報告書

学校名	学校	校長名	
-----	----	-----	--

成 果 と 課 題

研 修 全 体 に 対 す る 意 見 ・ 要 望 等

令和6年度 新規採用養護教諭研修（高・特）

研 修 日 誌

1 ページ2 日分を原則とする。

（校内・一般） （校内・専門）

年間（ ）日実施

学 校 名	
氏 名	

<様式4－1>

校内研修用

研 修 日	令和 年 月 日 ()		
研 修 項 目			
研 修 の 概 要			
振 り 返 り			
指 導 者 氏 名	所 感		

研 修 日	令和 年 月 日 ()		
研 修 項 目			
研 修 の 概 要			
振 り 返 り			
指 導 者 氏 名	所 感		

<様式4-2>

新規採用養護教諭研修（高・特）を振り返って

新規採用養護教諭氏名：

--

指導教員氏名：

--

養護教諭指導員氏名：

--

※ <様式4-1>と<様式4-2>は1冊のファイルにまとめて提出する。

<様式5>

非常勤講師勤務記録簿

学 校 名	
非常勤講師氏名	

勤務年月日（曜） 時 間 等	内 容	印	
令和 年 月 日 (曜日) : ~ : 時間数 (時間) 累 計 (時間)		校 長	
		講 師	
令和 年 月 日 (曜日) : ~ : 時間数 (時間) 累 計 (時間)		校 長	
		講 師	
令和 年 月 日 (曜日) : ~ : 時間数 (時間) 累 計 (時間)		校 長	
		講 師	
令和 年 月 日 (曜日) : ~ : 時間数 (時間) 累 計 (時間)		校 長	
		講 師	
令和 年 月 日 (曜日) : ~ : 時間数 (時間) 累 計 (時間)		校 長	
		講 師	

※ 勤務時間は1時間単位で記入するものとする。

※ 学校独自の様式も可

記入例

<様式1>

令和6年度 新規採用養護教諭研修（高・特）実施計画書（一般）

学 校 名 : 香川県立さぬき高等学校

新規採用養護教諭氏名 : 香川 高子

指導教諭氏名 : 讃岐 等

養護教諭指導員氏名 : 名東 学美

月	日	曜日	指導内容	指導者
4	○	月	新採者研修の年間計画、新採者心得	指導教員
	○	木	校内規定、諸表簿の取扱い	教務主任
	○	火	本校の生徒指導体制について	生徒指導主事
	○	木	校史と同窓会組織	校長
5	○	金	体育祭の準備と指導	指導教員 特別活動部長

<様式2>

令和6年度 新規採用養護教諭研修（高・特）実施計画書（専門）

学 校 名 : 香川県立さぬき高等学校

新規採用養護教諭氏名 : 香川 高子

指導教諭氏名 : 讃岐 等

養護教諭指導員氏名 : 名東 学美

月	日	曜日	指導内容	指導者
4	○	金	年間指導計画	養護教諭指導員
	○	金	養護教諭の職務、定期健康診断	養護教諭指導員
	○	木	保健安全計画	養護教諭指導員
5	○	月	保健だよりの作成	養護教諭指導員

VI 校内研修全体の流れ

3月下旬	異動発表：指導に当たる教員決定
4月初旬	新規採用養護教諭研修（高・特）校長等連絡協議会 新採者との顔合わせ 指導に当たる教員を中心とした協議（実施計画書の作成と校内体制の確立） 職員会議等で新採者の校内研修について周知・協力要請
5月上旬	実施計画書等の提出
7月中	指導に当たる教員を中心とした協議（前半の振り返り）
9月下旬	研修日誌の整理（中間点検に向けて）
10月	研修日誌の中間点検（第11回研修時に持参）
2月中	指導に当たる教員を中心とした協議（全体の振り返り）
3月上旬	実施報告書等の提出

VII 新規採用養護教諭研修（高・特）に係る提出書類一覧

新規採用養護教諭研修実施校の校長は、下記の文書をそれぞれ定められた期日までに、県教育センター所長宛に、1部提出する。提出文書はすべてA4（片面もしくは両面印刷）で作成する。

なお、全ての様式は、県教育センターWeb サイトからダウンロードできる。

提出期限	提出書類	様式	作成者	提出方法
令和6年 5月7日（火）	実施計画書（一般）	様式1	指導に当たる教員	通送
	実施計画書（専門）	様式2		
令和7年 3月3日（月）	実施報告書	様式3	校長	通送
	研修日誌	様式4－1※1	新規採用養護教諭	
	新規採用養護教諭研修（高・特）を振り返って	様式4－2※1	新規採用養護教諭 指導に当たる教員	
	非常勤講師勤務記録簿	様式5※2	校長	

※1 ＜様式4－1＞と＜様式4－2＞は1冊のファイルにまとめて提出する。

※2 非常勤講師が配置された学校は、「非常勤講師勤務記録簿」＜様式5＞を作成し、5年間、学校で保存する。